

審　　査　　基　　準

平成 27 年 4 月 6 日作成

法　　令　　名：質屋営業法
根　　拠　　条　　項：第 28 条第 5 項
処　　分　　の　概　要：質契約の終了行為を行う場所の承認
原権者（委任先）：山口県公安委員会
<p>法　令　の　定　め：</p> <ul style="list-style-type: none">・ 質屋営業法第 4 条第 2 項、第 3 項（営業内容の変更）・ 質屋営業法第 9 条（許可証の返納）・ 質屋営業法第 28 条第 1 項、第 2 項、第 3 項（質置主の保護）・ 質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続）・ 質屋営業法施行規則第 6 条（廃業の届出）・ 質屋営業法施行規則第 10 条（死亡の届出）・ 質屋営業法施行規則第 14 条の 2（許可証の返納）
<p>審　　査　　基　　準：</p> <p>質契約を終了させるために必要な行為を行う場所が、質置主の保護の観点から不適当でないと認められる場所であるときに承認する。</p>
標準処理期間：25 日
申　　請　　先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問い合わせ先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備　　考：